

吉教生第426号
平成28年11月8日

意見書

徳島県教育委員会教育長 様

吉野川市教育委員会
教育長 石川 邦



徳島県指定史跡指定申請書について（進達）

このことについて、別添のとおり申請書が提出されましたので、意見書を付けて進達
します。

- 【申請者】 幸福の科学（東京都品川区東五反田2-19-17）
- 【史跡名称】 川島廃寺跡
- 【史跡所在】 徳島県吉野川市川島町川島400番地

意見書

徳島県吉野川市川島町に所在する遺跡「川島廃寺跡」について、所有者である幸福の科学から徳島県指定史跡指定申請書の提出がありました。このことについて、吉野川市教育委員会の意見を述べます。

申請地は、徳島県吉野川市川島町川島400番地です。現況は宅地ですが、地中に遺跡があることを考慮して空地の状態を維持しています。

当該地では、吉野川市教育委員会が徳島県教育委員会の指導の下に平成24年度から平成27年度まで実施した発掘調査によって、古代寺院の存在を裏付ける遺構及び遺物が発見されています。

遺構は、寺院の中心的建物である金堂の一角と推定され、今後本地点を起点として調査を進めることによって、伽藍配置の特定につながることを期待されます。現在徳島県内で複数の伽藍を持ち、その伽藍配置が判明している古代寺院跡は3カ所のみです。伽藍配置は寺院の年代や機能を特定する上で基礎的な概念であり、寺院が国家の知識や技術の集合体であった古代の歴史を知る上では極めて重要なものと言えます。したがって、本遺跡において今後の継続調査によって伽藍配置が特定されることは、徳島県の歴史を探究する上で重要であると言えます。遺物は、瓦や螺髪と言った古代寺院に特徴的なものがまとまって出土しています。出土した鬼面文鬼瓦は徳島県内の出土資料中では最も良好な状態の資料です。加えて螺髪の出土は県内では初例であり、一連の調査による出土総数は51点です。

以上より、本遺跡は徳島県の歴史を正しく理解する上で極めて重要かつ学術上においても価値を有するものと言え、徳島県指定史跡として指定されるべきものと考えられます。本市教育委員会としては、今後も本遺跡に関する調査はもとより、その保存及び活用について継続的に実施していくように努めます。

平成28年11月8日

徳島県吉野川市鴨島町鴨島1-15番地1

吉野川市教育委員会

教育長 石川



徳島県教育委員会教育長 殿

徳島県指定史跡指定申請書

1 種別及び名称

種別：史跡

名称：川島廃寺跡

員数：1件

2 所在地及び面積

所在地：徳島県吉野川市川島町川島 400 番地

面積：879.77 m²

3 所有者及び管理者の氏名若しくは名称及び住所

幸福の科学

4 由来及び伝説

川島廃寺跡は、吉野川市川島町川島に所在する廃寺跡である。地元伝承では現在の JR 川島駅前北西に、阿波藩の藩撰地誌である『阿波志』に記録が残る「大日寺」という白鳳期の寺院跡があったと言われている。昭和期には郷土史家の田所眉東や喜多弘によって表採した瓦を中心として、寺域の推定や年代、寺院の性格等についての研究が行われてきた。一連の研究成果をもとにして、川島駅前の約 10,000 m²に及ぶ範囲の推定寺域が提示されており、申請地はそのほぼ中心に位置する。当遺跡については、吉野川市教育委員会による調査開始当初は「大日寺跡」として取り扱われていた。しかし、一連の調査によって寺院遺構は確認された一方で、当遺跡が伝承に残る大日寺跡であるとの断定には至らなかったことから、平成 27 年 3 月に、遺跡が所在する川島の地名により遺跡名称が「川島廃寺跡」となった。

吉野川市教育委員会が平成 24 年度から平成 27 年度にかけて実施した発掘調査結果では、当地には古代寺院の遺構が発見された。主要な遺構は、基壇の痕跡である整地層、基壇外装の抜き取り痕(SX1)、基壇外周を廻る砂利敷(SS1)、基壇周囲の瓦溜、溝(SD1～2)、柱穴(SP1～6)、土坑(SK1)である。

出土遺物は、瓦、螺髪、土器等である。特に出土量が多かったのは、瓦である。また、螺髪が出土した遺跡としては現在徳島県唯一であり、総出土数は 51 点である。

伽藍配置は依然不明であるが、これまでの瓦の表採及び出土状況から、複数の伽藍が存在したことが推察できる。今後は当該地を中心として調査範囲を広げることによって伽藍配置の特定につながることを期待される。

5 現状

(1) 瓦の組成

本遺跡で出土した主な瓦は、軒平瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、熨斗瓦、鬼瓦である。軒瓦については次の3通りの組み合わせがあったことが想定される。

組み合わせ1

単弁8葉蓮華文軒丸瓦と四重弧文軒平瓦。川原寺式軒瓦の系譜を引く組み合わせである。同時期に使用されていたものと推定される凸面に布目圧痕が残る瓦(以下「凸面布目瓦」とする)が確認されている。凸面布目瓦は紀元7世紀に年代比定される川原寺創建期にみられるほか、川原寺式の軒瓦を持つ地方の遺跡でも確認されている。四国では、瓦窯遺跡としては香川県三豊市所在の宗吉瓦窯跡、寺院遺跡としては丸亀市所在の宝幢寺跡及び東かがわ市所在の白鳥廃寺において、凸面布目瓦と川原寺式の軒瓦が共伴することが判明している。

組み合わせ2

複弁蓮華文軒丸瓦と扁行唐草文軒平瓦。河辺寺跡でも確認されている、藤原宮式軒瓦の系譜を引く組み合わせである。

組み合わせ3

複弁4葉軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦。石井廃寺跡出土資料と共通の系譜を想定した組み合わせである。鬼面文鬼瓦及び熨斗瓦A類についても、同時に使用されていた可能性が高い。本調査において該当する出土資料が最も多く、本遺跡にあった建物ではこの組み合わせを中心的に採用していたものと想定される。時期は、8世紀以降と考えられる。

(2) 年代

建物跡は、出土した瓦や土器によって8世紀以降のものと考えられるが、7世紀初頭の瓦も出土しており、先行する建物の存在が推察される。

(3) 土地利用状況

宅地であるが、地中に遺跡があることを考慮して空地の状態を維持している。

(4) 遺跡の現況

当遺跡の遺構は、発掘調査の後埋め戻しを行い、現地保存となっている。なお、遺構は申請地外にも広がることが判明している。

6 保存の方法

発掘調査後埋め戻しを行った状態を保持する。

7 その他参考となるべき事項

特になし。

上記のものを、徳島県指定史跡に指定して下さるようお願いいたします。

平成28年11月4日

申請者

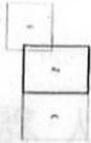
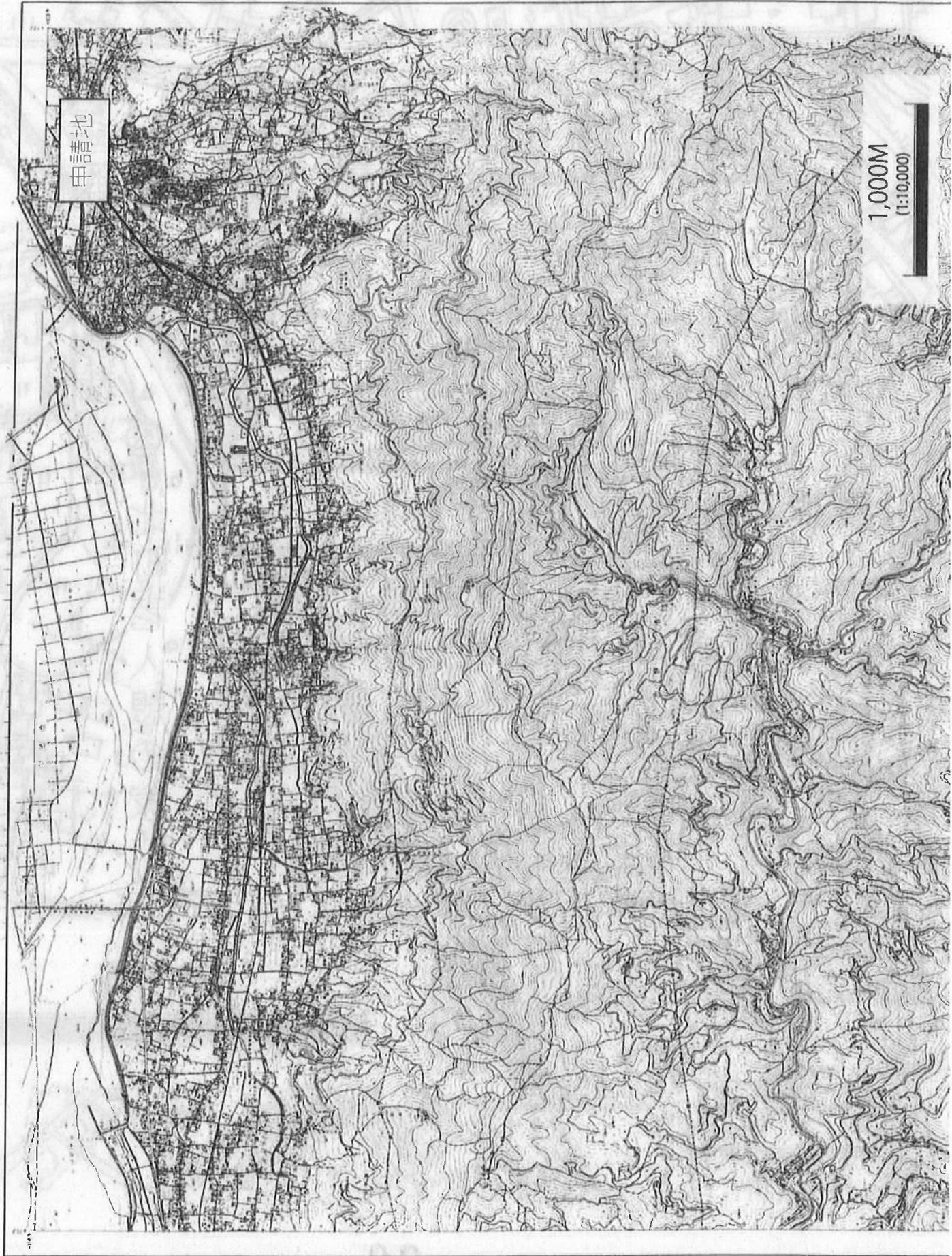
東京都品川区東五反田2-19-17

幸福の科学

国内拠点開発局長 蔵原 徹志

吉野川市地形図

2

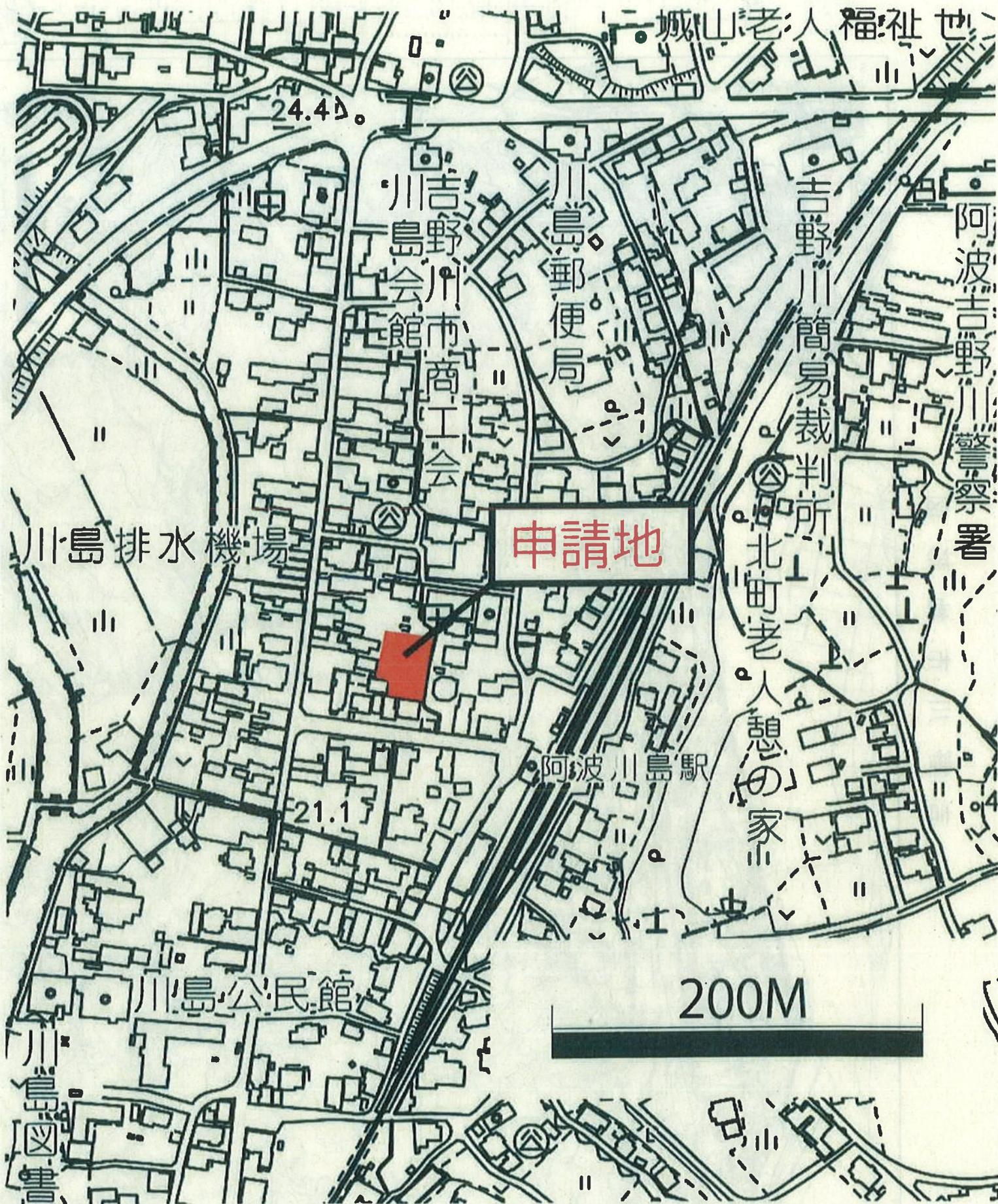


片田位置



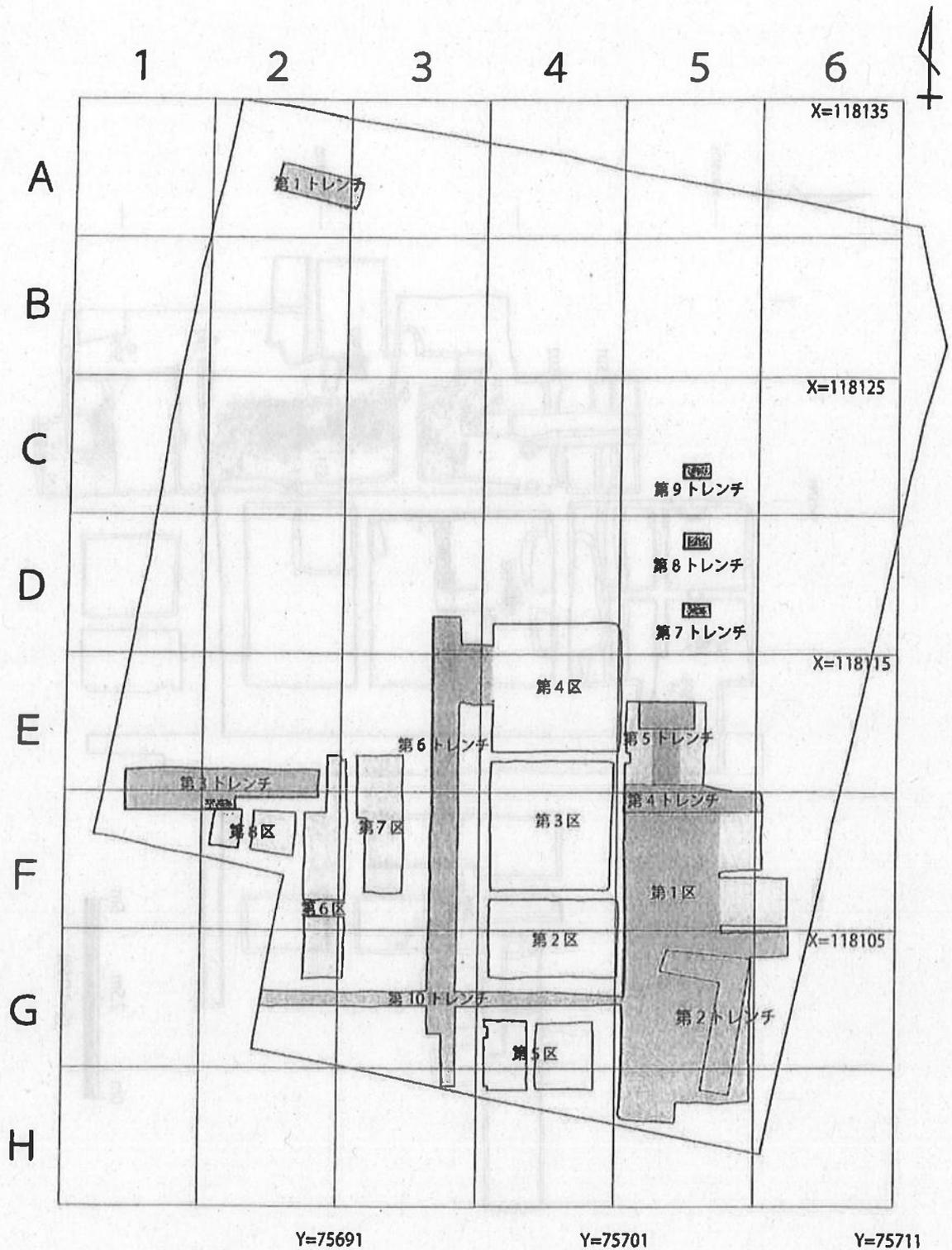
記号

●	市庁舎
○	町庁舎
□	小学校
△	中学校
◇	幼稚園
■	公園
▲	神社
▼	仏教寺院
◆	基督教教会
◇	その他宗教施設
○	公共施設
○	商業施設
○	工業施設
○	農林施設
○	交通施設
○	その他



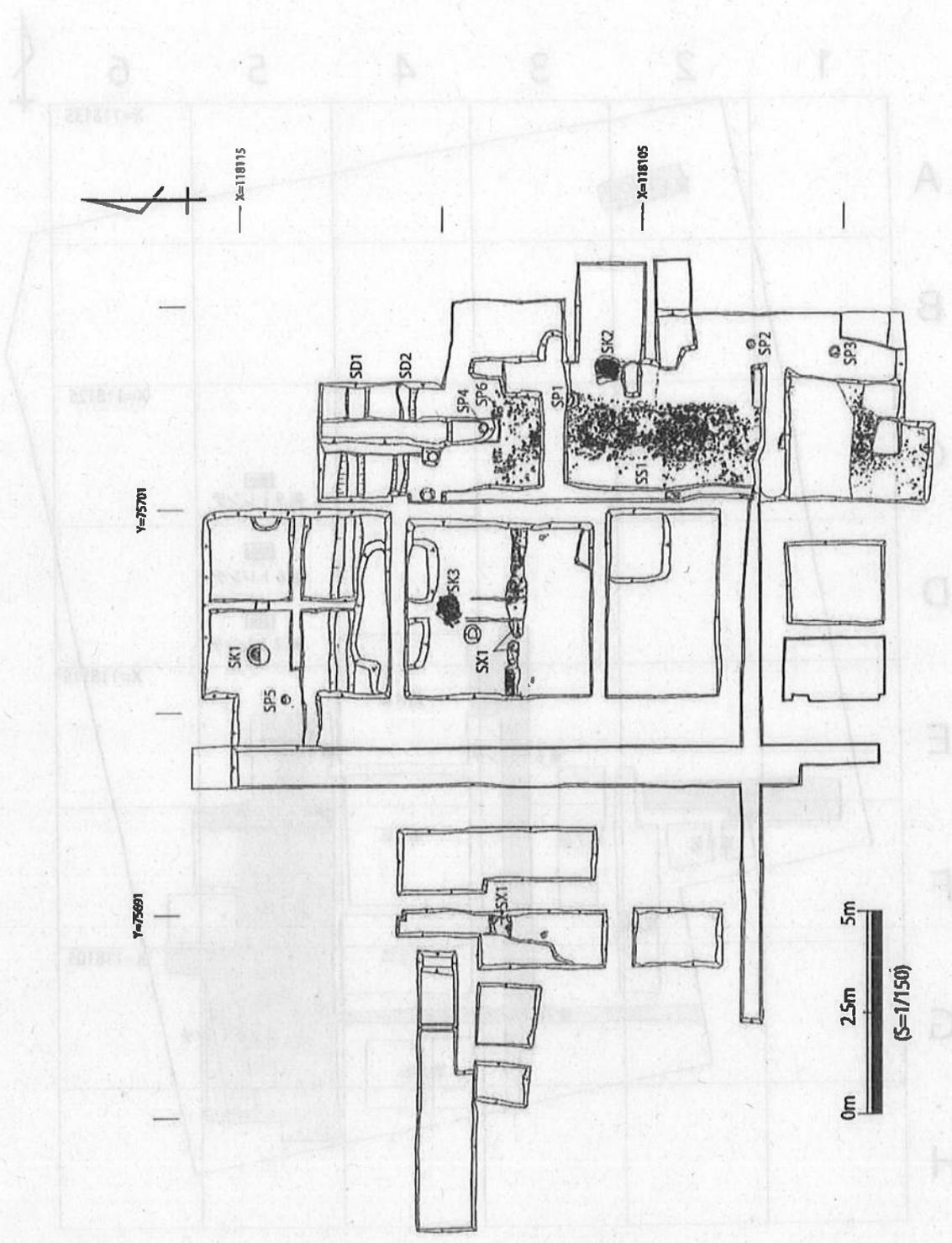
申請地

200M



平成 24 年度調査箇所
 平成 25 年度追加拡張箇所
 平成 26 年度追加調査箇所

グリッド設定及びトレンチ配置図



遺構配置図



調査地遠景(南上空から撮影)



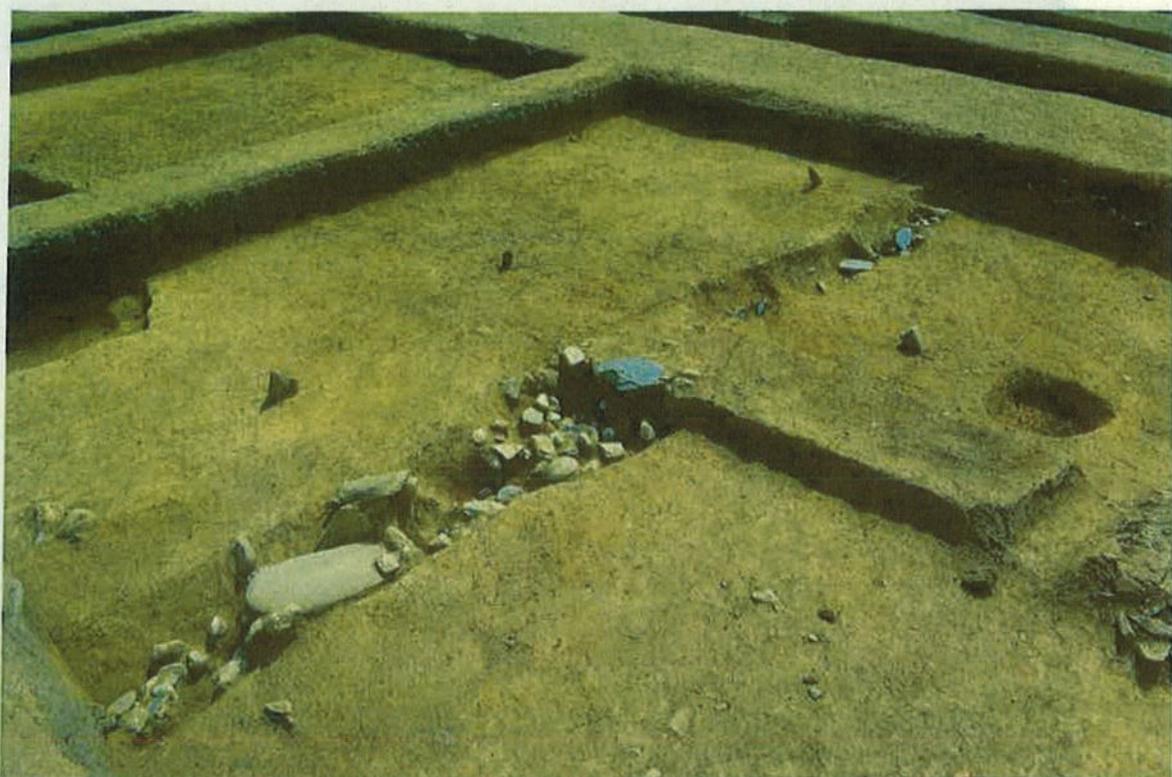
金堂跡(砂利敷周縁遺物取上前、北東側から撮影)



金堂跡(砂利敷周縁遺物取上後、南側から撮影)



砂利敷北辺外縁瓦溜り(東側から撮影)



基壇外装抜き取り痕(北東側から撮影)



基壇外装抜き取り痕(石材残存部、北東側から撮影)



基壇下部整地層断面(西から撮影)



瓦出土状況(南東から撮影)



鬼瓦出土状況(東側から撮影)



出土遺物(鬼瓦、軒瓦、螺髪)

表題部 (土地の表示)		調製	平成3年11月21日	不動産番号	4803000062216
地図番号	288 289	筆界特定	[余白]		
所在	麻植郡川島町大字川島字町東			[余白]	
	吉野川市川島町川島字町東			平成16年10月1日行政区画変更 平成16年10月28日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
400番	宅地	889 25		[余白]	
[余白]	[余白]	879 77		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和59年10月31日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月21日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和28年5月19日 第975号	原因 昭和28年5月19日売買 所有者 麻植郡川島町大字川島400番地 高田幸雄 順位1番の登記を移記
2	所有権移転	平成3年5月17日 第2802号	原因 平成2年12月4日相続 所有者 兵庫県三木市緑が丘町西四丁目6番地 12 高田徳昭 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年11月21日
3	所有権移転	平成20年7月11日 第3439号	原因 平成20年7月10日売買 共有者 神戸市東灘区岡本一丁目14番23号 持分2分の1 與古光雅彦 神戸市東灘区岡本一丁目14番23号 2分の1 與古光玲子
4	共有者全員持分全部移転	平成22年12月17日 第41668号	原因 平成22年12月15日寄付 所有者 東京都品川区東五反田一丁目2番38号 宗教法人幸福の科学

(甲) 区画		(乙) 区分		(丙) 用途		(丁) 権利	
区画番号	川島町川島400	区分番号	1/1	用途	住宅	権利	所有権
面積	123.45㎡	面積	123.45㎡	用途	住宅	権利	所有権
登記簿	第1234号	登記簿	第1234号	用途	住宅	権利	所有権
登記簿	第1234号	登記簿	第1234号	用途	住宅	権利	所有権
登記簿	第1234号	登記簿	第1234号	用途	住宅	権利	所有権
登記簿	第1234号	登記簿	第1234号	用途	住宅	権利	所有権

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成28年11月8日
徳島地方法務局

登記官 29

清部 義幸



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。